

一般社団法人全日本囲碁連合 コンプライアンス規程

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人全日本囲碁連合（以下、「当法人」という。）におけるコンプライアンスについて定める。

(定義)

第2条 本規程において「コンプライアンス」とは、法令（行政上の通達・指針等を含む。以下、同じ。）、当法人規則（定款、規程・ルール等全てを含む。以下、同じ。）、取引に関わる契約及び社会的規範としての倫理の厳守をいう。

(経営方針)

第3条 当法人の役員、委員及び職員（以下、「役職員」という。）は、コンプライアンスを最優先の経営方針の一つとして認識し、業務の推進に当たるものとする。

(基本的責務)

第4条 役職員は、国際社会の一員としての自覚を持ち、法令、当法人規則を厳守することはもとより社会的規範としての倫理を十分に認識し、社会人としての良識と責任をもって行動しなければならない。

- 2 役職員は、各国・地域の文化、習慣、歴史をよく理解し、これを尊重しなければならない。
- 3 役職員は、人権を尊重し、人種、信条、性別、社会的身分、宗教、国籍、年齢、心身の障害等に基づく差別をしてはならない。
- 4 役職員は、自らの社会的な立場を認識し、自らを厳しく律し、オリンピック・ムーブメント活動の精神を汚すことなく、当法人への信頼を得られるよう責任ある行動をとらなければならない。

(役職員の遵守事項)

第5条 役職員は、法令、当法人規則、取引に関わる契約及び社会的規範としての倫理を厳守しなければならない。

- 2 役職員は、公私の別を明らかにし、職務やその地位を利用して斡旋、強要をし、また、不当に自己の利益を図ってはならない。
- 3 役職員は、補助金、助成金等の経理処理に関し、公益法人会計基準に基づく

適正な処理を行い、決して他の目的への流用や不正行為を行ってはならない。

- 4 役職員は、個人の名誉を重んじ、第三者のプライバシーを守らなければならない。
- 5 役職員は、暴力、暴言、脅迫、威圧等の暴力行為やパワー・ハラスメント、セクシュアル・ハラスメントその他のハラスメント行為、ドーピング行為を含む薬物乱用等の反社会的な行為を行ってはならない。
- 6 役職員は、反社会的勢力とは一切の関係をもってはならない。

(登録者の遵守事項)

- 第6条 当法人に登録している者（以下、「登録者」という。）は、法令、当法人規則、取引に関わる契約及び社会的規範としての倫理を厳守しなければならない。
- 2 登録者は、暴力、暴言、脅迫、威圧等の暴力行為やパワー・ハラスメント、セクシュアル・ハラスメントその他のハラスメント行為、ドーピング行為を含む薬物乱用等の反社会的な行為を行ってはならない。
 - 3 登録者は、反社会的勢力とは一切の関係をもってはならない。

(相談・通報)

- 第7条 役職員及び登録者は、他の役職員又は登録者の本規程違反を知ったときは、速やかに倫理委員会に相談又は通報しなければならない。なお、当該相談又は通報については、内部通報制度運用規程の定めに従う。

(処分)

- 第8条 当法人は、本規程に違反した役職員及び登録者を処分規程の定めに従い、処分することができる。

(事前相談)

- 第9条 役職員及び登録者は、自らの行為や意思決定が本規程に違反するかどうかの判断に迷うときは、あらかじめ倫理委員長に相談しなければならない。

(教育研修)

- 第10条 当法人は、役職員及び登録者に対し、コンプライアンスに関する正しい知識を習得し、理解と関心を深めるために、必要に応じて教育・研修を行うものとする。

(改廃)

第11条 本規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

1. 本規程は2021年7月1日から施行する。